

京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度の障害を有する老人に対し、その者の健康管理に要する費用の一部（以下「健康管理費」という。）を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において重度障害老人とは、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する者であり、かつ、その者の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（以下「省令」という。）別表第5号に掲げる1級又は2級に該当する障害があるもの
- (2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下「児童相談所等」という。）において、知能指数が35以下であると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の表に掲げる1級に該当する障害があるもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもののうち、精神保健福祉法第45条第4項の規定による認定又は精神保健福祉法施行令第9条第1項の規定による障害等級の変更を受ける前の障害等級が1級であったもの（1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えに交付を受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限が到来するまでの期間内にあるものに限る。）
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に掲げる3級に該当する障害があり、かつ、児童相談所等において、知能指数が50以下であると判定されたもの
- (6) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に掲げる3級に該当する障害があり、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの
- (7) 児童相談所等において、知能指数が50以下であると判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの

(受給資格者)

第3条 この要綱で、健康管理費の支給を受けることのできる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する重度障害老人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 受給資格者が、法令等の規定により医療費の全額又は自己負担額について全額公費負担の対象になるとき

- (2) 受給資格者が、生活保護法の規定による保護を受けているとき
 - (3) 受給資格者が、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）から法令等により公費負担の対象となる医療費を除いた額について、他の地方公共団体からその全部又は一部に相当する額の支給を受けることができるとき
 - (4) 受給資格者の前年の所得（資格認定が、1月から7月までの間については、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額を超えるとき、又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくはその者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が当該配偶者若しくは当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて施行規則別表第2の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額以上であるとき
- 2 前項第4号に規定する所得の範囲及び計算方法については、施行規則第3条の2及び第3条の3の規定を準用する。

（支給範囲）

第4条 支給の対象となる経費の範囲は、受給資格者が支払うべき一部負担金に相当する額とする。ただし、他の法令等の規定により一部負担金に相当する部分の給付が行われるときは、この限りではない。

（支給認定申請）

第5条 この要綱により健康管理費の支給を受けようとする者は、健康管理費支給認定申請書兼後期高齢者医療高額療養費支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長及び京都府後期高齢者医療広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村長の発行する所得に関する証明書（施行規則第4条第2項を準用）
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認めるときは、市長の指示する書類

（受給資格の認定及び認定期間）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その資格を審査し、受給資格者であると認定したときは、重度心身障害老人健康管理事業対象者証（第2号様式。以下「対象者証」という。）により、受給資格者でないと認定したときは、健康管理費支給認定申請却下通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

2 受給資格の認定期間の始期は、申請者が高齢者の医療の確保に関する法律第50条の規定による後期高齢者医療の被保険者（以下「被保険者」という。）となる前の申請については被保険者になった日とし、申請者が既に被保険者である場合の申請については申請日の翌月の初日（申請が月の初日のときは、その日）とする。

また、認定期間の終期は翌年（資格認定が1月から7月までのときは、その年）の7月31日とする。ただし、受給資格者が該当する第2条各号に掲げる障害の程度の認定に期限が定められており、その期限が先に到来する場合は、その期限とする。

(受給資格の更新)

第7条 市長は、受給資格者について、受給資格の認定期間の終期を迎えるまでに、公簿等による調査又は受給資格者からの第5条第2項に掲げる書類の提出により審査を行い、引き続き受給資格者であると認定したときは、対象者証により通知し、それ以外の者には有効期間満了について通知する。

2 新たな認定期間の始期は8月1日とし、終期は前条第2項の規定による。

(対象者証の提示)

第8条 受給資格者は、健康管理事業に協力する京都府内の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び施術所等（以下「協力医療機関等」という。）に対して健康管理上の指導を求める場合は、当該協力医療機関等に対象者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第9条 市長は、受給資格者が協力医療機関等による健康管理上の指導を受けた場合、当該協力医療機関等からの請求に基づき速やかに健康管理費を支払うものとする。

2 市長は、受給資格者に健康管理費を直接支払う場合は、当該受給資格者からの申請に基づき又は職権により償還払いするものとし、1月から3月までの間に係るものについて6月に、4月から6月までの間に係るものについて9月に、7月から9月までの間に係るものについて12月に、10月から12月までの間に係るものについて翌年の3月に支給する。

(届出)

第10条 受給資格者は、氏名又は住所を変更したとき、その他別に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を別に定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出がないときは、職権により調査し、受給資格者の認定の取消その他必要な措置をとることができる。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給資格者又は受給資格者であった者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、健康管理費を支給せず、又は既に支給した健康管理費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 偽りその他不正の手段によって、又は受給資格者でなくなった後にこの要綱による健康管理費の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた額に相当する金額を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、健康管理費の支給に関し必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和63年5月25日）

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成4年7月22日）

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成８年９月１７日）

この要綱は、平成８年１２月１日から施行する。

附 則（平成９年１２月２６日）

この要綱は、平成１０年１月１日から施行する。ただし、第７条、第８条及び第９条第２項の改正は、平成９年９月診療分から適用する。

附 則（平成１１年３月９日）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月３０日）

（施行期日）

１ この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

２ 旧京北町重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（以下「旧町要綱」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。

３ 旧町要綱の規定により健康管理費の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入日（以下「編入日」という。）前に旧町要綱第４条の規定による申請を行っていないものは、編入日以降にこの要綱第５条第１項の規定による申請を行うことができる。

４ 旧町要綱の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの要綱の規定により健康管理費の支給を受けることができることとなるものに係る対象者証の交付その他健康管理費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

附 則（平成１８年３月２０日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日）

（施行期日）

１ この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（後期高齢者医療制度施行に伴う経過措置）

２ 後期高齢者医療制度施行前の診療月に係る第４条に規定する支給の対象となる範囲は、老人保健法第２８条に規定する一部負担金に相当する額とする。

附 則（平成２４年７月３１日）

（施行期日）

１ この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。ただし、第８条及び第９条第１項に規定する指定訪問看護事業者の適用は、平成２４年９月診療分からとする。

（指定訪問看護事業者への受領委任に伴う経過措置）

２ この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成３１年４月３０日）

（施行期日）

１ この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和3年3月31日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年6月30日）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年5月20日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の規定により健康管理費の支給を受けることができることとなる者に係る認定通知書及び対象者証の交付その他健康管理費を支給するために必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規定は、施行の日以後に受けた健康管理上の指導に係る健康管理費について適用し、同日前に受けた健康管理上の指導に係る健康管理費については、なお従前の例による。

附 則（令和6年11月26日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の規定による対象者証は施行の日以後の交付について適用し、同日前の交付については、なお従前の例による。ただし、受給資格の認定期間の始期が施行の日以後である者については、同日前であっても改正後の規定による対象者証を交付する。

附 則（令和7年3月28日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、第3号様式を除き、当分の間、これを使用することができる。